

# 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等 デイサービス支援等事業

## 補助対象経費の算出方法等

(令和2年4月以降サービス提供分)

# I 補助対象となる費用－①

○ 本事業では、特別支援学校等の臨時休業により増加した事業所の利用等に係る利用者負担額を軽減することを目的としていることから、放課後等デイサービスの利用に係る費用のうち、以下の○の部分補助対象となる。

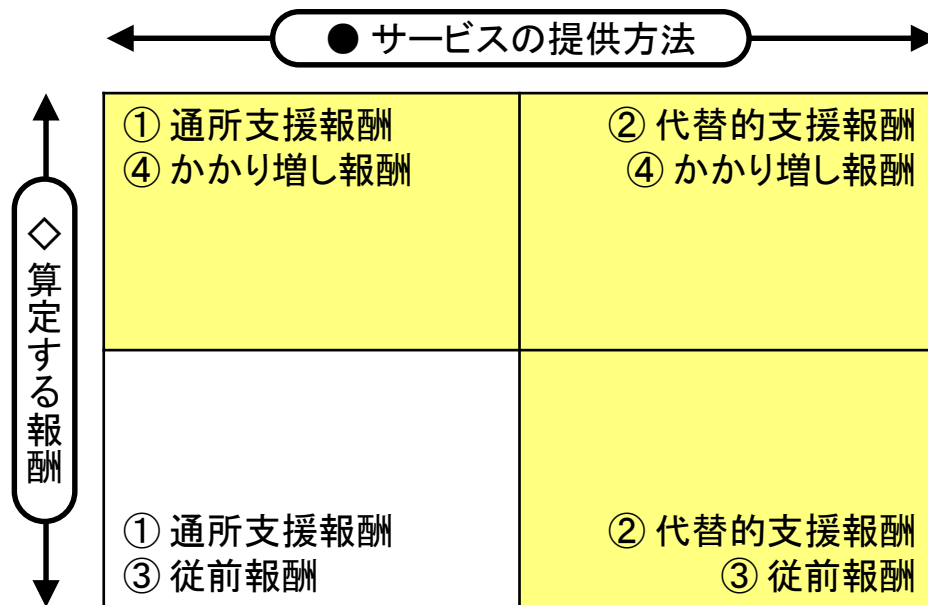
○ 放課後等デイサービスの費用は下表のとおり公費負担分と利用者負担分に分類されるが、本資料では特段の注記が無い限り、この2つを合わせた額を「費用」又は「報酬」と表記する。

		公費負担	利用者負担
臨時休業に伴う増加分※ の費用  ※ 利用日数が増えたことによる増加、休業日単価に切り替わることによる増加、延長支援加算の増額による増加	代替的な方法による支援に係る費用	× (負担金の対象)	○
	通常の通所による支援に係る費用	× (負担金の対象)	○
令和2年3月当初の利用予定日数の利用に係る費用  又は  臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数の利用に係る費用	代替的な方法による支援に係る費用	× (負担金の対象)	○
	通常の通所による支援に係る費用	× (負担金の対象)	× (利用者が負担)

※負担金・・・障害児入所給付費等国庫負担金(以下同じ)。

# I 補助対象となる費用－②

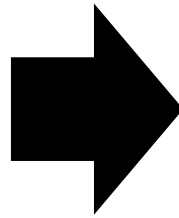
- 本事業では、放課後等デイサービスの費用は以下のとおり分類される。
- 横軸は【サービスの提供方法】による分類で、
  - ① 通所による支援により生じる報酬(以下「通所支援報酬という。)
  - ② 電話等による報酬の柔軟な運用により認められる支援により生じる報酬(以下「代替的支援報酬という。)
- 縦軸は【算定する報酬】による分類で、
  - ③ 令和2年3月当初の利用予定又は臨時休業が終了した後に想定される利用予定における利用日数に基づく報酬(以下「従前報酬」という。)
  - ④ 支給日数の増加による報酬、平日単価から休業日単価に切り替わったことによる差額及び営業時間外の受け入れが延びたことによる延長支援加算(又は延長支援加算の差額)を合わせた報酬(以下「かかり増し報酬」という。)



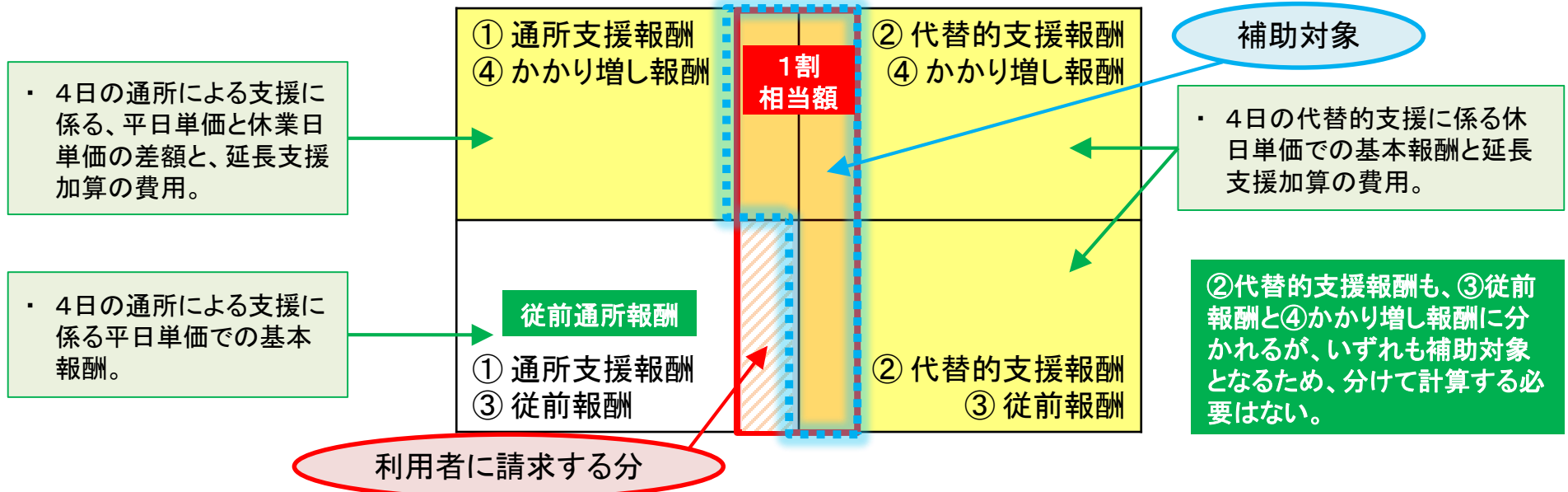
# I 補助対象となる費用－③

<各区分にどのように該当するか具体例>

令和2年3月当初の利用予定
<ul style="list-style-type: none"> <li>平日に週1日利用(月4日)。</li> <li>延長支援加算はなし。</li> </ul>



令和2年4月の利用
<ul style="list-style-type: none"> <li>平日に週2日利用(月8日)。(※支給量を4日増)</li> <li>通所による支援が月4日、代替的支援が月4日。</li> <li>延長支援加算も算定。</li> </ul>



## 注:増加した利用日数と代替的支援について

- 令和2年3月当初の利用予定の利用日数から増加があり、かつ、代替的支援も生じている場合、増加した利用日数が代替的支援に充てられているものとして計算すること。(支給量を増やした場合に限る)
- 上記の例では、もともと予定していた4日を代替的支援で、増加した4日が通所による支援と解釈すれば、利用者負担の全てが補助対象となるが、このようには解釈せず、代替的支援の4日分が増加した4日分であるとして取り扱う。
- 仮に、増加した分が4日で、代替的支援が3日の場合、代替的支援の3日は全て増加した分とした上で、残る増加した1日分は通所による支援のかかり増しとして取り扱う。

# I 補助対象となる費用－④

○ 利用者負担額は、それぞれの分類に跨がる形で発生する。

○ 【①③】以外の部分の1割相当額が補助対象となる。以降、【①③】の部分を「従前通所報酬」という。

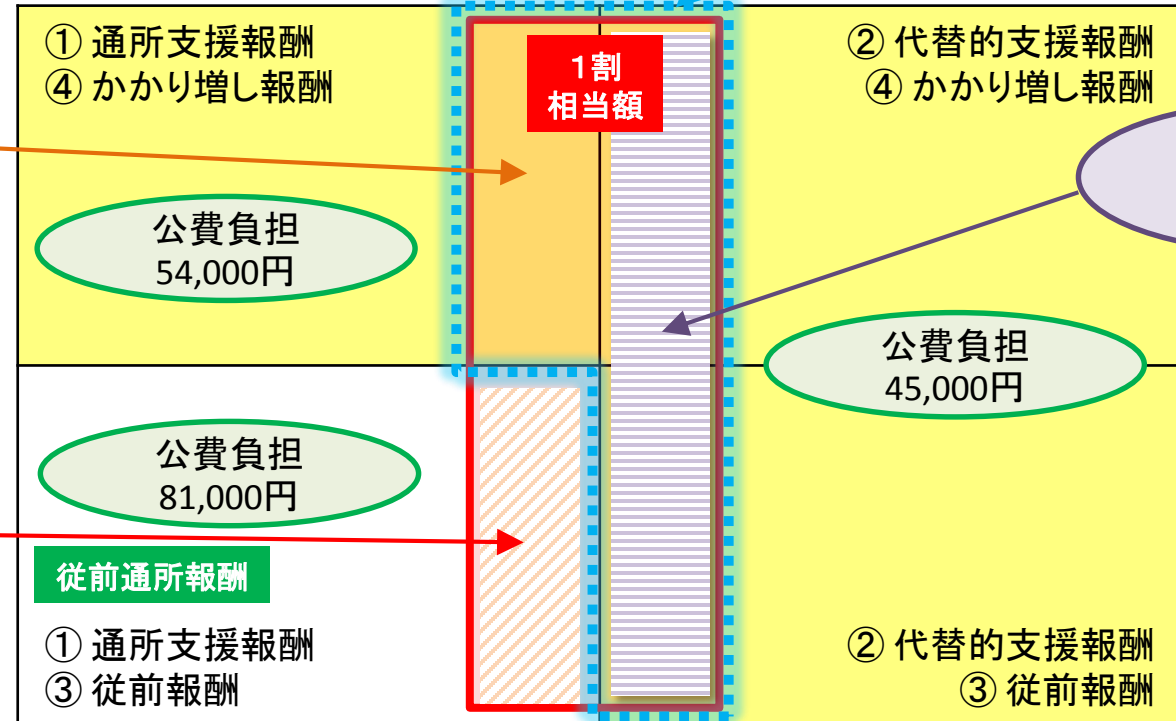
(例) 上限月額が37,200円で、3月の支給決定日数が10日で利用者負担額が9,000円、4月の利用日数が20日(支給量を10日分増やし、通所利用15日、代替的支援5日)で1割相当額が20,000円の場合。

月	通所利用日数	通所1割負担額	代替的支援日数	代替的支援利用者負担額	1日当たりの利用者負担単価
3月	10日	9000円			900円
4月	15日	15000円	5日	5000円	1000円

**補助対象 11,000円**  
 通所かかりまし報酬の利用者負担6000円  
 (日数増4500円+単価増1500円)  
 +代替的支援の利用者負担5000円

かかりまし報酬の利用者負担6,000円  
 利用日数増加による負担増 4,500円  
 休業日単価等による負担増 1,500円

利用者に請求する額(従前通所報酬)  
 9,000円



## Ⅱ 補助申請額等の計算方法

○ 通所従前報酬の1割相当額(以下「**通所従前負担額**」という。)を、利用者負担額と比較し、少ない額が利用者請求額となり、利用者負担額から利用者請求額を除いた額が補助申請額となる。

(例1) 報酬:100,000円、1割相当額:10,000円、通所従前報酬:40,000円、通所従前負担額:4,000円

計算フロー	1割相当額※1 ①	上限月額 ②	調整後負担額※2 ③ (①と②の低い方の額)	通所従前負担額 ④	利用者請求額 ⑤ (③と④の低い方の額)	補助申請額 (③-⑤)
上限月額 37,200円の場合	10,000円	37,200円	10,000円	4,000円	4,000円	6,000円
上限月額 4,600円場合		4,600円	4,600円		4,000円	600円
上限月額 0円の場合		0円	0円		0円	0円

※1 「1割相当額」は、補足がなければ報酬の1割相当額を指す(以下同じ。)

※2 「調整後負担額」は、上限額管理が必要となる児童の場合は「上限額管理後利用者負担額」に置き換えて読むこと。

(例2) 総報酬:300,000円、1割相当額:30,000円、通所従前報酬:180,000円、通所従前負担額:18,000円

計算フロー	1割相当額 ①	上限月額 ②	調整後負担額 ③ (①と②の低い方の額)	通所従前負担額 ④	利用者請求額 ⑤ (③と④の低い方の額)	補助申請額 (③-⑤)
上限月額 37,200円の場合	30,000円	37,200円	30,000円	18,000円	18,000円	12,000円
上限月額 4,600円場合		4,600円	4,600円		4,600円	0円
上限月額 0円の場合		0円	0円		0円	0円